

フロンティア事業推進補助金交付要領

1. 補助金の交付申請について

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、次の資料を政策推進課に提出しあらかじめ相談を行うものとする。なお、相談前に着手した事業は、申請を認めない。

ア 事業の詳細を示した資料（事業の計画書、開催プログラム等）

イ 予算の詳細を示した資料（補助対象経費及び積算内訳がわかるもの）

ウ 申請者の規約及び構成メンバーを示した資料

(2) 広く均等な機会を確保するため、同一の申請者による同様の事業に対する複数年度での申請は、原則認めない。

(3) 国又は北海道若しくは町の他の補助金等（寄付金その他の収入は除く）の交付対象となる事業は、認めない。ただし、別に定める期日までに申請額が当該年度の予算額に満たなかった場合は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成15年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。